

○安芸市まちづくり懇談会実施要綱

平成 26 年 5 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、急速な少子高齢社会への進展と地方分権が進む中において、地域住民や行政等による協働のまちづくりを実現するために、まちづくり懇談会(以下「懇談会」という。)を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において懇談会とは、地域や町内会等が主体的に地域の問題及び課題について話し合い、自助・互助・共助・公助のもと、解決に向けて行動する場となっているものをいう。

(市の役割)

第 3 条 市は、地域ごとに担当する市職員（以下「地域担当職員」という。）を配置する。

2 地域担当職員は、懇談会に参加し、地域の話し合いを集約するとともに、地域と行政の連絡調整等を行うものとする。

(懇談会の開催)

第 4 条 懇談会は、必要に応じて地域担当職員が市内の地域に出向き開催するものとする。

2 懇談会に係る会場等の使用手続き、その他開催等に係る準備等については地域がこれを行うものとする。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、企画調整課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。